

件名	愛媛県警察署の名称、位置及び管轄区域条例の一部を改正する条例
主管課	警察本部警務課
根拠法令等	警察法（昭和29年法律第162号）第53条、警察法施行令（昭和29年政令第151号）第5条

【改正の概要】

松山南警察署の住居表示が変更されたことに伴う規定の整備

松山南警察署の住居表示

旧表示	松山市 北土居町 426番地 1
新表示	松山市 北土居三丁目 6番17号

条例別表

<改正前>

名称	位置	管轄区域
愛媛県松山南警察署	松山市北土居町	省略

<改正後>

名称	位置	管轄区域
愛媛県松山南警察署	松山市北土居三丁目	省略



施行日 公布の日

【その他参考事項】

法令

警察法（昭和29年法律第162号）

（警察署等）

第53条 都道府県の区域を分ち、各地域を管轄する警察署を置く。

2・3 省略

4 警察署の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める基準に従い、条例で定める。

5 警察署の下部機構として、交番その他の派出所又は駐在所を置くことができる。

警察法施行令（昭和29年政令第151号）

（警察署の名称等の基準）

第5条 法第53条第4項に規定する警察署の名称、位置及び管轄区域の基準は、次のとおりとする。

1 警察署の名称は、都にあつては警視庁、府県にあつては当該府県、道にあつては道及び方面の呼称を冠し、その下に管轄区域内の主要な一の市区町村の名称を冠すること。ただし、管轄区域内に二以上の重要な市区町村があり、そのいずれか一方の名称により難しい場合その他一の市区町村の名称を冠することが適当でない特別の事情がある場合には、その市区町村の名称に代えて、その管轄区域の属する郡若しくは部落の名称を冠し、又は市区町村の名称の下にさらに方位を示す呼称を冠する等の方法によることを妨げない。

2 警察署の位置は、管轄区域内の住民の利用に最も便利であるように、他の官公署との連絡、交通、通信その他の事情を参しやくして決定すること。

3 警察署の管轄区域は、警察の任務を能率的に遂行することができるように、人口、他の官公署の管轄区域、交通、地理その他の事情を参しやくして決定すること。